

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和1年6月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収を行う。</p> <p>ニセコ町は、国民健康保険税に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①国民健康保険税の賦課に関する事務 ②国民健康保険税の徴収に関する事務 ③国民健康保険税に関する各種証明書の発行 ④他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑤未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等</p> <p>中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国民健康保険税システム ④連携国保標準システム ⑤特別徴収システム ⑥宛名管理システム ⑦団体内統合宛名管理システム ⑧収納管理システム ⑨中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項、30の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条第6号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p> <p>(情報提供)</p> <p>・なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①住民税システム ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システム ④収納管理システム ⑤中間サーバー ⑥eLTAXシステム ⑦国税連携システム ⑧確定申告支援システム	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国民健康保険税システム ④連携国保標準システム ⑤特別徴収システム ⑥宛名管理システム ⑦団体内統合宛名管理システム ⑧収納管理システム ⑨中間サーバー	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の16の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条第6号	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第一欄の項番号が次の項(27項、28項、29項、46項) (情報照会) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第一欄の項番号が次の項(27項、42項、44項、45項)	(情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第一欄の項番号が27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 (情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第一欄の項番号が26、33、87、93の項(国民健康保険関係情報のうち国民健康保険税の滞納状況に限る。) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第46条	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法等の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収を行う。</p> <p>ニセコ町は、国民健康保険税に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①国民健康保険税の賦課に関する事務 ②国民健康保険税の徴収に関する事務 ③国民健康保険税に関する各種証明書の発行 ④他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑤未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等</p> <p>中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>地方税法等の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収を行う。</p> <p>ニセコ町は、国民健康保険税に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①国民健康保険税の賦課に関する事務 ②国民健康保険税の徴収に関する事務 ③国民健康保険税に関する各種証明書の発行 ④他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑤未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等</p> <p>中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。</p>	事後	令和元年6月のデータ標準レイアウト改版により、国民健康保険税の滞納情報が廃止されたため。
令和1年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第一欄の項番号が26、33、87、93の項(国民健康保険関係情報のうち国民健康保険税の滞納状況に限る。) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第46条 	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	事後	令和元年6月のデータ標準レイアウト改版により、国民健康保険税の滞納情報が廃止されたため。